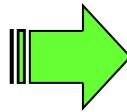


社会保険の取得基準が変わります

社会保険の取得基準（いわゆる「正社員の4分の3基準」）が10月1日より変わります。
パートさんやアルバイトさんをお雇いになっている企業様は特にお気をつけ下さい。

【旧基準】

1日または1週の所定労働時間および
1月の所定労働日数が常時雇用労働者の
おおむね4分の3以上



【新基準】

~~1日または1週~~の所定労働時間および
1月の所定労働日数が常時雇用労働者の
~~おおむね~~4分の3以上

※ ~~————~~ の部分が削除されます

- ☆ 今までの取得していた方については新基準にかからなくなった場合でも喪失する必要はありません。
- ☆ 社会保険に入っていない1日6時間未満勤務のパートさんやアルバイトさんについては新基準にかかっていないかをあらためてご確認ください。

☆ 編集後記 ☆

お取り寄せ限定「工場直送！できたてポテトチップ」なるものをいただきました。食べてみると「やっぱりできたてはうまいなあ」と思うと同時になんだか不思議と懐かしい感じがしました。「どっかで食べた味やなあ」とよく思い出してみると不二家で昔売っていたポテ子の味そっくりでした。微妙なネタですみません(´_`)



ステマではありませんのでご安心を

みらい労働法務事務所

〒530-0053
大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F
TEL：06-6809-5092
FAX：06-6809-5093
e-mail info@mirai-sr.com
URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃